

1. 施策体系・事業一覧

基本目標	施策の方向性	具体的な施策	取組み内容	
			No.	施策項目
Ⅰ 男女が互いに認め合い、尊重しあう意識づくり	男女共同参画への意識づくり	1 社会制度・慣行の見直しと意識改革新	1 理解の促進	パネル展や市民講座、講演会やセミナーなどを通して、固定的役割分担意識の解消、男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動を行ないます。
		2 男女共同参画に関する調査研究及び情報収集・提供	2 周知啓発	ホームページ、各種SNS等を活用して、あらゆる世代へ雲仙市男女共同参画センターの取組内容や男女共同参画に関する情報の収集に努めます。
		3 男女共同参画の視点に立った教育	3 情報収集・提供	長崎県男女共同参画センターほか関係機関と連携し、男女共同参画に関する情報発言を行ないます。
		4 男女が互いを尊重し、性についての正しい知識を身に付けるため、中学生を対象とした思春期教室を開催します。	4 男女が互いを尊重し、性についての正しい知識を身に付けるため、中学生を対象とした思春期教室を開催します。	男女が互いを尊重し、性についての正しい知識を身に付けるため、中学生を対象とした思春期教室を開催します。
		5 男女が対等な関係を築くことや性に関する教育	5 男女が対等な関係を築くことや性に関する教育	恋愛人間の暴力「デートDV」に関する知識を深め、対等な人間関係を構築するため、中学生を対象としたデートDV防止啓発講座を開催します。
	生涯学習における男女共同参画の理解解説会の促進	6 進路指導・キャリア教育の充実	6 進路指導・キャリア教育の充実	職場体験・起業体験などを通じて生徒が自らの生き方を考え、性別による差別的な人権尊重の実践を行うことによって、キャリア教育の充実を図ります。
		7 男女共同参画の視点に立つた学校運営	7 男女共同参画の視点に立つた学校運営	市内小・中学校において、服務規律委員会を設け、ハラスメントの防止に努めます。
		8 教育・保育関係者への啓発	8 教育・保育関係者への啓発	講師登録システムや、地域で活躍する女性等の能力・ノウハウを生かした公民館講座の実施に努めることも、参加者同士の中間づくりを促進し、市民の生涯学習を支援します。
		9 生涯学習の機会提供	9 生涯学習にに関する情報	生涯学習に努めることも、参加者同士の中間づくりを促進し、市民の生涯学習を支援します。
		10 男性や高齢者の生涯学習発信	10 男性や高齢者の生涯学習発信	長崎県男女共同参画センターが参加しやすい、情報発信などを通じて、地域団体等の取組を積極的に紹介し、性別や年齢による違いや各種広報媒体を用いて、地域活動への参画を図る機会を提供します。
Ⅱ 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	生涯学習における男女共同参画の推進と充実	11 参加促進	11 参加促進	男性や高齢者、あらゆる世代の市民が参加しやすい、体験型の市民講座や出前講座等を開催することで、男女共同参画を身近に考え、意識改革を図る機会を提供します。
		12 発展	12 発展	女性や青年教育活動などの社会教育関係者へ人権尊重・男女共同参画の研修機会について情報提供を行い、理解促進を行ないます。
		13 番議会等の委員への女性の参画促進	13 番議会等の委員への女性の参画促進	番議会等の委員登用について関係各課に情報提供を行い、市が設置する議会等への女性委員登用について関係各課に情報提供を行ないます。
		14 土のネットワーク構築	14 土のネットワーク構築	女性団体情報交換会などの開催を通して、市への登用を促進します。
		15 女性職員の管理職登用	15 女性職員の管理職登用	女性の活躍の積極的な実現に向けた特定事業主行動計画」に基づき、性別による差別化された職員の固定的役割分担意識解消に努めます。
	政策・方針決定過程における男女共同参画の推進	16 人材育成	16 人材育成	女性職員の管理職登用における男女の均等な機会と待遇を確保するために、関係機関と連携し、雇用者と被雇用者の双方に対する男女の均等な機会と待遇を確保するために、女性職員が幅広い分野で活躍できるよう必要な環境づくりに努めます。
		17 労働関係法の情報提供	17 労働関係法の情報提供	雇用における男女の均等な機会と待遇を確保するために、男女の雇用機会等、女性活躍推進法等、異業種交流会等についての周知・啓発に努めます。
		18 家族経営協定の推進	18 家族経営協定の推進	女性農業者の活躍を推進するため、家族間の役割分担や就業条件を明確にした家族経営協定を広く周知するとともに、女性の認定農業者の育成・拡大を促進します。
		19 女性のスキルアップ、起業支援	19 女性のスキルアップ、起業支援	雲仙市商工会や長崎県人材育成支援センターなどの関係機関が実施する女性の起業や経営、起業支援等の機会等、男女雇用機会等についての周知・啓発に努めます。
		20 女性の再就職支援	20 女性の再就職支援	女性農業者の活躍を推進するため、家庭間の役割分担や就業条件を明確にした家族経営協定について広く周知するとともに、女性の認定農業者の育成・拡大を促進します。
Ⅲ 働く場における男女共同参画の推進	働く場における男女共同参画の推進	21 育児・介護休業の取得推進	21 育児・介護休業の取得推進	労働相談や研修機会についての情報提供は県民の理解を深めるため、企業向けにセミナーやワーク・ショップ・バーチャル会議について提供します。
		22 家庭や企業における仕事と生活の調和の推進	22 家庭や企業における仕事と生活の調和の推進	労働相談や研修機会についての情報提供は県民の理解を深めるため、企業向けにセミナーやワーク・ライフ・バランスについて紹介し、意識改革を図ります。
		23 基本目標の達成	23 基本目標の達成	労働相談や研修機会についての情報提供は県民の理解を深めるため、企業向けにセミナーやワーク・ライフ・バランスについて紹介し、意識改革を図ります。

2. 担当課別事業一覧

担当課	施策の方向性	具体的な施策	No.	施策項目	取組み内容
学校教育課	男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	学校等における男女共同参画の理解の促進	4	男女共同参画の視点に立った教育・学習の視点	児童生徒の発達段階に応じ、人権尊重や男女共同参画に関する様々な学習機会を設け、理解を促します。
		起業体験などを通して生徒が自らの生き方を考え、性別にとらわれず主体的に進路を選択することができるよう、キャリア教育の充実を図ります。	5	男女共同参画の視点に立った指導・キャリア教育の五重奏	長崎県人権同和対策課等が実施する人権教育研修を活用し、教職員や保育関係者等の人権尊重・男女共同参画への理解促進を図ります。
		市内外・中学校において、服務規律防止委員会を設け、ハラスメントの防止に努めます。	6	男女共同参画の視点に立った学校運営	長崎県人権同和対策課等が実施する人権教育研修を活用し、教職員や保育関係者等の人権尊重・男女共同参画への理解促進を図ります。
		啓発	7	男女共同参画の視点に立った学校運営	長崎県人権同和対策課等が実施する人権教育研修を活用し、教職員や保育関係者等の人権尊重・男女共同参画への理解促進を図ります。
		支援サービスの充実	8	男女共同参画の視点に立った学校運営	子育て世帯への経済的支援や保育サービスの充実を図り、家庭・職場・地域が一体となつて、安心して子どもを産み育てることができる環境を育みます。
	危機管理課	子育て・介護環境の整備・充実	9	男女共同参画の視点に立った防災・復興分野における男女共同参画の推進	児童扶養手当支給などの経済的支援のほか、要保護児童の早期発見や適切な保護が行えるよう、支援体制の充実を図ります。
		生活上の困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備	10	男女共同参画の視点に立った防災・復興分野における男女共同参画の推進	児童扶養手当支給などの経済的支援のほか、要保護児童の早期発見や適切な保護が行えるよう、支援体制の充実を図ります。
		支援体制の充実	11	男女共同参画の視点に立った防災・復興分野における男女共同参画の推進	児童扶養手当支給などの経済的支援のほか、要保護児童の早期発見や適切な保護が行えるよう、支援体制の充実を図ります。
		生活習慣病の予防・改善	12	男女共同参画の視点に立った防災・復興分野における男女共同参画の推進	児童扶養手当支給などの経済的支援のほか、要保護児童の早期発見や適切な保護が行えるよう、支援体制の充実を図ります。
		支援体制の充実	13	男女共同参画の視点に立った防災・復興分野における男女共同参画の推進	児童扶養手当支給などの経済的支援のほか、要保護児童の早期発見や適切な保護が行えるよう、支援体制の充実を図ります。
健康づくり課	生涯を通じた健康支援	生涯を通じた健康支援	14	ライフステージに応じた健診	男女の視点を取り入れた避難所の開設・運営
		健診受診の促進	15	男女の視点を取り入れた避難所の開設・運営	男女会や自主防災組織において実施される訓練や研修について、女性の参加を促進し、女性リーダーの育成を支援します。
		育児参画の促進	16	男女の視点を取り入れた避難所の開設・運営	女性の視点を取り入れた防災体制を強化するため、雲仙市防災会議委員へ女性委員を登用します。
		健診実施体制の充実	17	男女の視点を取り入れた避難所の開設・運営	生活習慣病の予防・改善のため、健診相談や健康教室の充実を図り、市民の健康づくりを支援します。
		健診受診の促進	18	男女の視点を取り入れた避難所の開設・運営	がんや生活習慣病の早期発見・治療のため、がん検診及び特定健診検査の受診率向上を図ります。
	子ども支援課	生涯を通じた健康支援	19	男女共同参画の視点に立った防災・復興分野における男女共同参画の推進	男女が互いを尊重し、性についての正しい知識を身に付けるため、中学生を対象とした思春期教室を開催します。
		健診受診の促進	20	男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	男女が互いを尊重し、性についての正しい知識を身に付けるため、中学生を対象とした思春期教室を開催します。
		育児参画の促進	21	男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	男女が互いを尊重し、性についての正しい知識を身に付けるため、中学生を対象とした思春期教室を開催します。
		子育て支援策の充実	22	男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	男女が互いを尊重し、性についての正しい知識を身に付けるため、中学生を対象とした思春期教室を開催します。
		子育て支援策の充実	23	男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	男女が互いを尊重し、性についての正しい知識を身に付けるため、中学生を対象とした思春期教室を開催します。
保健医療課	子育て・介護環境の整備・充実	子育て・介護環境の整備・充実	24	男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	男女が互いを尊重し、性についての正しい知識を身に付けるため、中学生を対象とした思春期教室を開催します。
		支援体制の充実	25	男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	男女が互いを尊重し、性についての正しい知識を身に付けるため、中学生を対象とした思春期教室を開催します。
		子育て支援のための環境整備	26	男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	男女が互いを尊重し、性についての正しい知識を身に付けるため、中学生を対象とした思春期教室を開催します。
		支援体制の充実	27	男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	男女が互いを尊重し、性についての正しい知識を身に付けるため、中学生を対象とした思春期教室を開催します。
		子育て支援のための子育て支援	28	男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	男女が互いを尊重し、性についての正しい知識を身に付けるため、中学生を対象とした思春期教室を開催します。
	妊娠・出産等に関する保健医療	妊娠・出産等に関する保健医療	29	男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	男女が互いを尊重し、性についての正しい知識を身に付けるため、中学生を対象とした思春期教室を開催します。
		相談支援体制の充実と情報発信の強化	30	男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	男女が互いを尊重し、性についての正しい知識を身に付けるため、中学生を対象とした思春期教室を開催します。
		相談支援体制の充実と情報発信の強化	31	男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	男女が互いを尊重し、性についての正しい知識を身に付けるため、中学生を対象とした思春期教室を開催します。
		相談支援体制の充実と情報発信の強化	32	男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	男女が互いを尊重し、性についての正しい知識を身に付けるため、中学生を対象とした思春期教室を開催します。
		相談支援体制の充実と情報発信の強化	33	男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	男女が互いを尊重し、性についての正しい知識を身に付けるため、中学生を対象とした思春期教室を開催します。
保健医療課	妊娠・出産等に関する保健医療	妊娠・出産等に関する保健医療	34	男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	男女が互いを尊重し、性についての正しい知識を身に付けるため、中学生を対象とした思春期教室を開催します。
		相談支援体制の充実と情報発信の強化	35	男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	男女が互いを尊重し、性についての正しい知識を身に付けるため、中学生を対象とした思春期教室を開催します。
		相談支援体制の充実と情報発信の強化	36	男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	男女が互いを尊重し、性についての正しい知識を身に付けるため、中学生を対象とした思春期教室を開催します。
		相談支援体制の充実と情報発信の強化	37	男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	男女が互いを尊重し、性についての正しい知識を身に付けるため、中学生を対象とした思春期教室を開催します。
		相談支援体制の充実と情報発信の強化	38	男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	男女が互いを尊重し、性についての正しい知識を身に付けるため、中学生を対象とした思春期教室を開催します。
	保健医療課	妊娠・出産等に関する保健医療	39	男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	男女が互いを尊重し、性についての正しい知識を身に付けるため、中学生を対象とした思春期教室を開催します。
		相談支援体制の充実と情報発信の強化	40	男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	男女が互いを尊重し、性についての正しい知識を身に付けるため、中学生を対象とした思春期教室を開催します。
		相談支援体制の充実と情報発信の強化	41	男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	男女が互いを尊重し、性についての正しい知識を身に付けるため、中学生を対象とした思春期教室を開催します。
		相談支援体制の充実と情報発信の強化	42	男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	男女が互いを尊重し、性についての正しい知識を身に付けるため、中学生を対象とした思春期教室を開催します。
		相談支援体制の充実と情報発信の強化	43	男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	男女が互いを尊重し、性についての正しい知識を身に付けるため、中学生を対象とした思春期教室を開催します。

担当課	施策の方向性	具体的施策	No.	施策項目
生涯学習課	男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	4 生涯学習における男女共同参画の推進と充実	9 生涯学習の機会提供	講師登録システム等を活用し、地域団体や、地域で活躍する女性等の能力・ノウハウを生かした公民館講座の実施に努めるとともに、参加者同士の仲間づくりを促進し、市民の生涯学習を支援します。
市民安全課	地域社会における男女共同参画の推進	11 地域団体への活動支援	10 生涯学習に関する情報発信	公民館員や青少年教育活動などを取組みを積極的に紹介し、性別や年齢について開拓します。
商工労政課	防災・復興分野における男女共同参画の推進	19 男女共同参画の視点に立った防災・復興対策	12 社会教育関係者への啓発	公民館員や青少年教育活動などを社会教育関係者へ人権尊重・男女共同参画の研修機会に参加して開拓します。
人事課	働く場における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和の実現	7 動く場における男女の均等な機会と待遇の確保の推進	24 地域活動の促進	性別に開拓なく、全ての地域活動に参加し、地域の魅力を高める活動を行います。
スポーツ振興課	働く場における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和の実現	8 女性のライフステージに応じたキャリア形成の支援	45 女性消防団員の加入促進	ことができるよう、各種地域団体への活動支援を行います。
総合窓口課	政策・方針決定過程における男女共同参画の推進	9 家庭や企業における仕事と生活の調和の推進	17 労働関係法の情報提供	女性消防団員の加入促進、全ての視点に立った市民への防災教育や、高齢者宅の防火訪問、応急手当の普及指導など、多様な消防団活動を推進します。
人事課	政策・方針決定過程における男女共同参画の推進	6 行政における男女共同参画の推進	19 女性のスキルアップ、起業支援	雇用における男女の均等な機会と待遇を確保するために、関係機関と連携し、雇用者と被雇用者の双方に開運法等(男女雇用機会均等法、女性活躍推進法、育児介護休業法ほか)についての周知・啓発に努めます。
スポーツ振興課	働く場における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和の実現	18 ライフステージに応じた健康支援	21 育児・介護休業の取得推進	雲仙市商工会や長崎県人材活用支援センターなどの関係機関が実施する女性の起業や経営、異業種交流会等について、ニーズに沿った情報提供を行います。
総合窓口課	政策・方針決定過程における男女共同参画の推進	15 女性の生涯を構築する特定事業主行動計画	15 女性職員の管理職登用	育児情報誌について提供し、啓発に努めます。
人事課	政策・方針決定過程における男女共同参画の推進	16 人生を育成	16 人材育成	女性の活躍の推進に関する特定事業主行動計画に基づき、性別にとらわれない人員配置
スポーツ振興課	働く場における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和の実現	18 女性を通じた健康支援	44 スポーツを取り入れたDV等支援措置	女性職員の積極的な意識改革用に努めます。
総合窓口課	政策・方針決定過程における男女共同参画の推進	15 相談支援体制の充実と情報発言の強化	37 DV等支援措置	職員の固定的役割分担意識解消用に努めます。
人事課	政策・方針決定過程における男女共同参画の推進	18 ライフステージに応じた健康支援	43 健診受診の促進	広い分野で活躍できるようなスポーツ活動を促進することにより、ライフケースティージに応じた体力づくりを支援し、健康増進の機会を提供します。
人事課	政策・方針決定過程における男女共同参画の推進	1 女性等に対するあらゆる暴力の根絶	1 理解の促進	あらゆる世代のスポーツ活動を促進することにより、ライフケースティージに応じた体力づくりを支援し、健康増進の機会を提供します。
人事課	政策・方針決定過程における男女共同参画の推進	1 軍に向けたわかりやすい広報・啓発	2 周知啓発	住民基本台帳閲覧制限や住民票の発行停止等支援を行います。
人事課	政策・方針決定過程における男女共同参画の推進	2 男女共同参画に関する調査研究及び情報収集・提供	3 情報収集・提供	男女共同参画センターほか関係機関と連携し、男女共同参画に関する情報の収集に努めます。
地域づくり推進課	男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	3 男女共同参画への意識づくり	5 男女が対等な関係を築くことや性に関する教育	がんや生活習慣病の早期発見・治療のために、がん検診及び特定健診検査の受診率向上を図ります。
地元団体連携課	政策・方針決定過程における男女共同参画の推進	4 生涯学習における男女共同参画の推進	5 個人間の暴力「デートDV」に対する知識を深め、対等な人間関係を構築するため、中学生を対象としたデートDV防止啓発講座を開催します。	
地元団体連携課	政策・方針決定過程における男女共同参画の推進	5 審議会等の委員への女性の参画促進	11 男性や高齢者の生涯学習への参画促進	パネル展や市民講座、講演会やセミナーなどを通して、固定的役割分担意識の解消、男女共同参画の実現に向けた啓発活動を行います。
地元団体連携課	政策・方針決定過程における男女共同参画の推進	4 男女共同参画への意識づくり	12 審議会等の委員への女性の参画促進	男女の固定的役割分担意識を身近に考え、意識改変などを通じて、男女共同参画の実現に向けた啓発活動を行います。
地元団体連携課	政策・方針決定過程における男女共同参画の推進	5 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	13 女性の参画促進	男女の固定的役割分担意識を身近に考え、意識改変などを通じて、男女共同参画の実現に向けた啓発活動を行います。
地元団体連携課	政策・方針決定過程における男女共同参画の推進	4 男女共同参画における男女共同参画の推進	14 男女の参画促進	女性団体連携交換会などの開催を通して、市政への女性の声を届け、各分野で活躍する女性同士のネットワーク構築に努めます。
地元団体連携課	政策・方針決定過程における男女共同参画の推進	5 家庭や企業における仕事と生活の調和の推進	21 育児・介護休業の取得	育児休業・介護休業制度の取得について提供し、啓発に努めます。
地元団体連携課	政策・方針決定過程における男女共同参画の推進	9 家庭や企業における仕事と生活の調和の推進	22 ワーク・ライフ・バランス	男女共同参画の視点に立って、男女共同参画の実現を図るために、各種広報媒体等で、家庭と仕事との両立についての情報発信を行います。

2. 担当課別事業一覧

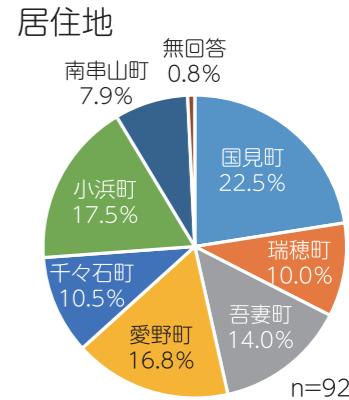
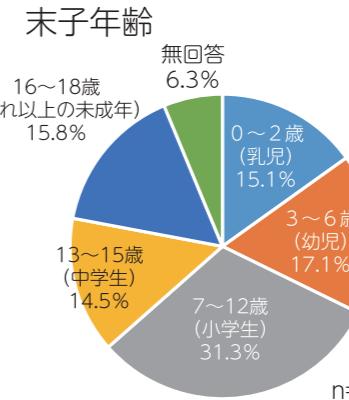
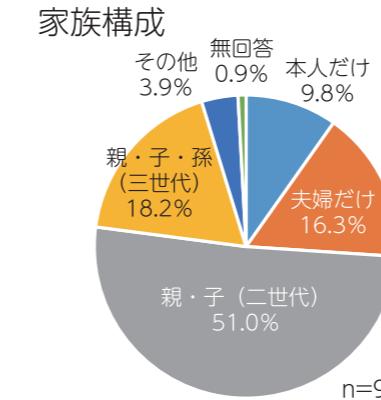
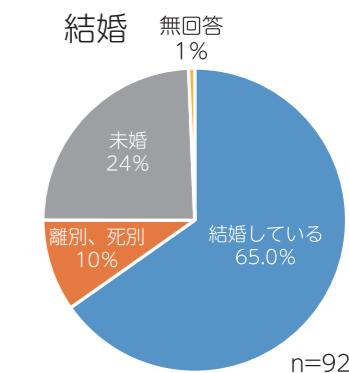
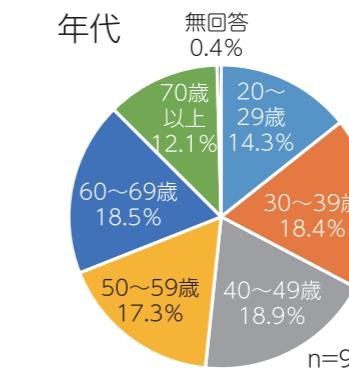
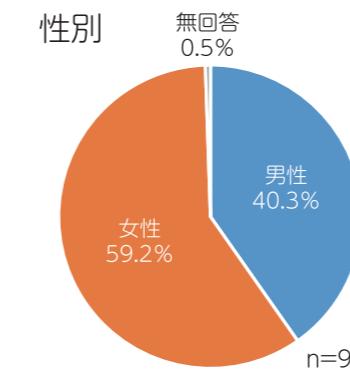
担当課	施設の方向性	具体的な施設	施設項目	No.	施設項目	取組み内容
地域づくり推進課	5 地域社会における男女共同参画の推進	10 男女協働による地域コミュニティづくり	23 地域における意識啓発	23	男女協働による地域コミュニティづくりの意識啓発、男女共同参画の推進	自衛会等を対象とした出前講座を開催し、市民一人ひとりの意識改革を行います。
	11 地域団体への活動支援	24 地域活動の促進	24 関連法や刑罰について	24	地域活動の促進	性別に開かれなく、全ての人が積極的に地域活動に参画し、地域的魅力を高める活動を行う
	14 ハラスメント、DV等防止対策の推進	33 関連法や刑罰について	33 関連法や刑罰について	33	ハラスメント、DV等防止対策の推進	性別ができるよう、各種地域団体への活動支援を行います。
	7 女性等に対するあらゆる暴力の根絶	34 人権に関する啓発	34 DV防止法やトーカー規制法について	34	女性に対するあらゆる暴力の根絶	DV防止法やトーカー規制法をはじめとする関連法やDV加害者への刑罰措置、被害者相談窓口等について各種媒体を用いて広く周知します。
	15 相談体制の充実と情報発信の強化	35 相談体制の整備	35 男女の暴力に対する暴力をなくす運動時間など	35	相談体制の充実と情報発信の強化	DV防止法やトーカー規制法を用いて各種媒體会ほか、関係機関と連携し、あらゆる暴力が人権侵害であることを周知し、防止に向けた啓発を取り組みます。
	4 働く場における男女共同参画の推進と待遇の確保の推進	18 家庭経営協定の推進	18 女性の再就職支援	18	働く場における男女共同参画の推進と待遇の確保の推進	家庭児童相談員を配置し、児童や家庭からの相談に応じ、暴力による被害等の未然防止に努めるとともに、長崎県配達員暴力相談支援センターや警察署などにおける市内公共施設での啓発展示などを通じて、身近に相談できる窓口の周知を図ります。
	4 働く場における男女共同参画の実現と女性のライフステージに応じたキャリア形成の支援	20 女性の再就職支援	20 女性の再就職支援	20	働く場における男女共同参画の実現と女性のライフステージに応じたキャリア形成の支援	女性業者の活躍を推進するため、家族経営者の育成、拡大を促進します。
	6 子育て・介護環境の整備・充実	29 包括的な介護支援	29 介護事業の適切な運営、高齢者の介護予防や生活支援、見守り体制の整備、在宅・施設サービスなど、総合的な介護支援事業の充実を図ります。	29	子育て・介護環境の整備・充実	地域包括支援センターや社会福祉協議会などの関係機関と連携し、医療・介護・福祉の相談体制の充実を図ります。
	4 働く場における男女共同参画の推進と待遇の確保の推進	30 相談体制の充実	30 介護者の負担軽減	30	働く場における男女共同参画の実現と女性のライフステージに応じたキャリア形成の支援	重度要介護者を在宅介護している家族の負担軽減を図るために、介護支援専門員などと連携して、日常生活の支援を行い、事業の周知に努めます。
	8 生活上の困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備	31 介護者の負担軽減	31 高齢者の生きがいづくり	31	生活上の困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備	老人クラブやシルバー人材センターを支援し、高齢者の生きがいづくりの場を設けるとともに、交渉費の助成などをを行い、住み慣れたまちで元気に過ごせる環境づくりに努めます。
農林課	8 ひとり親、貧困などにより困難を抱える人の支援充実	32 高齢者の生きがいづくり	32 ひとり親、貧困などにより困難を抱える人の支援充実	32	ひとり親、貧困などにより困難を抱える人の支援充実	ひとり親や介護などで離職した人の再就職を支援するため、ハローワークや関係機関による就労相談や研修機会についての情報提供を積極的に実施しています。
	6 子育て・介護環境の整備・充実	33 介護支援策の充実	33 介護支援策の充実	33	子育て・介護環境の整備・充実	介護保険事業の適切な運営、高齢者の介護予防や生活支援、見守り体制の整備、在宅・施設サービスなど、総合的な介護支援事業の充実を図ります。
	8 ひとり親、貧困などにより困難を抱える人の支援充実	34 介護支援策の充実	34 介護支援策の充実	34	ひとり親、貧困などにより困難を抱える人の支援充実	地域包括支援センターや社会福祉協議会などの関係機関と連携し、医療・介護・福祉の相談体制の充実を図ります。
福祉課	8 ひとり親、貧困などにより困難を抱える人の支援充実	35 介護支援策の充実	35 介護支援策の充実	35	ひとり親、貧困などにより困難を抱える人の支援充実	重度要介護者を在宅介護している家族の負担軽減を図るために、介護支援専門員などと連携して、日常生活の支援を行い、事業の周知に努めます。
	8 ひとり親、貧困などにより困難を抱える人の支援充実	36 介護支援策の充実	36 介護支援策の充実	36	ひとり親、貧困などにより困難を抱える人の支援充実	老人クラブやシルバー人材センターを支援し、高齢者の生きがいづくりの場を設けるとともに、交渉費の助成などをを行い、住み慣れたまちで元気に過ごせる環境づくりに努めます。

3. アンケート結果の概要

○回答は原則として各質問の調査数を基準(n)とした百分率で表し、小数第2位を四捨五入しています。このため、百分率の合計が100%にならない場合があり、2つ以上の回答ができる複数回答の設問では、回答比率の合計は100%を超える場合があります。

(回答者の属性)

- 性別は、「女性」59.2%、「男性」40.3%で女性の回答が高くなっている。
- 性別の選択肢について、性の多様性を踏まえ、「回答しない」を加えるべきであるとの指摘があった。
- 年齢は、「40~49歳」が18.9%で最も高く、次いで「60~69歳」18.5%、「30~39歳」18.4%となっている。年代別の回答率は概ね平均化している。
- 結婚の有無は、「結婚している」が65.2%で最も高く、次いで「未婚」24.3%、「離別、死別」9.8%の順となっている。
- 家族構成は「親・子(二世代)」が51.0%で最も高く、次いで「親・子・孫(三世代)」が18.2%、「夫婦だけ」16.3%の順となっている。
- 未成年の子どものいる家庭で、末子の年齢は、「7~12歳(小学生)」が31.3%で最も高く、次いで「3~6歳(幼児)」17.1%、「16~18歳(それ以上の未成年)」15.8%の順となっている。



2. 担当課別事業一覧

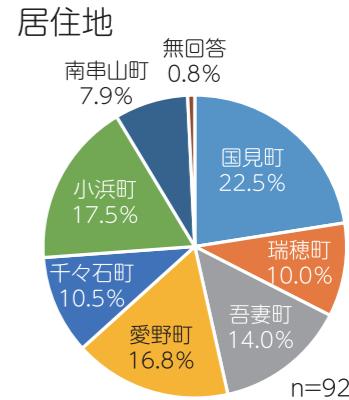
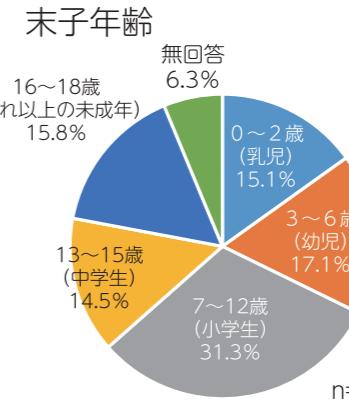
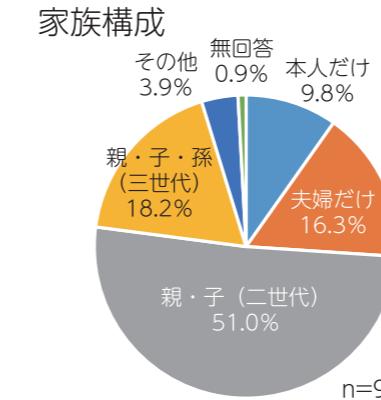
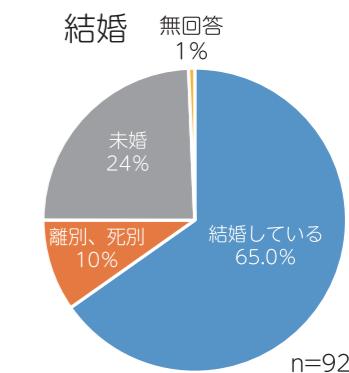
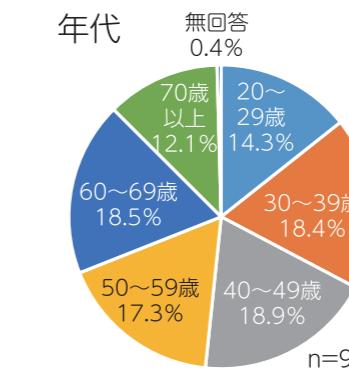
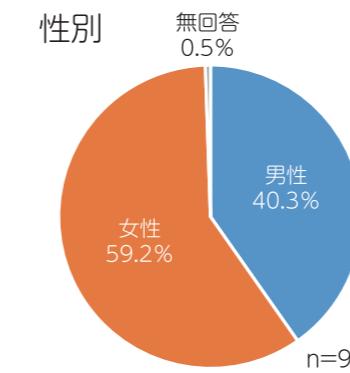
担当課	施設の方向性	具体的な施設	施設項目	No.	施設項目	取組み内容
地域づくり推進課	5 地域社会における男女共同参画の推進	10 男女協働による地域コミュニティづくり	23 地域における意識啓発	23	男女協働による地域コミュニティづくりの意識啓発、男女共同参画の推進	自衛会等を対象とした出前講座を開催し、市民一人ひとりの意識改革を行います。
	11 地域団体への活動支援	24 地域活動の促進	24 関連法や刑罰について	24	地域活動の促進	性別に開かれなく、全ての人が積極的に地域活動に参画し、地域的魅力を高める活動を行う
	14 ハラスメント、DV等防止対策の推進	33 関連法や刑罰について	33 関連法や刑罰について	33	ハラスメント、DV等防止対策の推進	性別ができるよう、各種地域団体への活動支援を行います。
	7 女性等に対するあらゆる暴力の根絶	34 人権に関する啓発	34 DV防止法やトーカー規制法について	34	女性に対するあらゆる暴力の根絶	DV防止法やトーカー規制法をはじめとする関連法やDV加害者への刑罰措置、被害者相談窓口等について各種媒体を用いて広く周知します。
	15 相談体制の充実と情報発信の強化	35 相談体制の整備	35 男女の暴力に対する暴力をなくす運動時間など	35	相談体制の充実と情報発信の強化	DV防止法やトーカー規制法を用いて各種媒體会ほか、関係機関と連携し、あらゆる暴力が人権侵害であることを周知し、防止に向けた啓発を取り組みます。
	4 働く場における男女共同参画の推進と待遇の確保の推進	18 家庭経営協定の推進	18 女性の再就職支援	18	働く場における男女共同参画の推進と待遇の確保の推進	家庭児童相談員を配置し、児童や家庭からの相談に応じ、暴力による被害等の未然防止に努めるとともに、長崎県配達員暴力相談支援センターや警察署などにおける市内公共施設での啓発展示などを通じて、身近に相談できる窓口の周知を図ります。
	4 働く場における男女共同参画の実現と女性のライフステージに応じたキャリア形成の支援	20 女性の再就職支援	20 女性の再就職支援	20	働く場における男女共同参画の実現と女性のライフステージに応じたキャリア形成の支援	女性業者の活躍を推進するため、家族経営者の育成、拡大を促進します。
	6 子育て・介護環境の整備・充実	29 包括的な介護支援	29 介護事業の適切な運営、高齢者の介護予防や生活支援、見守り体制の整備、在宅・施設サービスなど、総合的な介護支援事業の充実を図ります。	29	子育て・介護環境の整備・充実	地域包括支援センターや社会福祉協議会などの関係機関と連携し、医療・介護・福祉の相談体制の充実を図ります。
	4 働く場における男女共同参画の推進と待遇の確保の推進	30 相談体制の充実	30 介護者の負担軽減	30	働く場における男女共同参画の実現と女性のライフステージに応じたキャリア形成の支援	重度要介護者を在宅介護している家族の負担軽減を図るために、介護支援専門員などと連携して、日常生活の支援を行い、事業の周知に努めます。
	8 生活上の困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備	31 介護者の負担軽減	31 高齢者の生きがいづくり	31	生活上の困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備	老人クラブやシルバー人材センターを支援し、高齢者の生きがいづくりの場を設けるとともに、交渉費の助成などをを行い、住み慣れたまちで元気に過ごせる環境づくりに努めます。
農林課	8 ひとり親、貧困などにより困難を抱える人の支援充実	32 高齢者の生きがいづくり	32 ひとり親、貧困などにより困難を抱える人の支援充実	32	ひとり親、貧困などにより困難を抱える人の支援充実	ひとり親や介護などで離職した人の再就職を支援するため、ハローワークや関係機関による就労相談や研修機会についての情報提供を積極的に実施しています。
	6 子育て・介護環境の整備・充実	33 介護支援策の充実	33 介護支援策の充実	33	子育て・介護環境の整備・充実	介護保険事業の適切な運営、高齢者の介護予防や生活支援、見守り体制の整備、在宅・施設サービスなど、総合的な介護支援事業の充実を図ります。
	8 ひとり親、貧困などにより困難を抱える人の支援充実	34 介護支援策の充実	34 介護支援策の充実	34	ひとり親、貧困などにより困難を抱える人の支援充実	地域包括支援センターや社会福祉協議会などの関係機関と連携し、医療・介護・福祉の相談体制の充実を図ります。
福祉課	8 ひとり親、貧困などにより困難を抱える人の支援充実	35 介護支援策の充実	35 介護支援策の充実	35	ひとり親、貧困などにより困難を抱える人の支援充実	重度要介護者を在宅介護している家族の負担軽減を図るために、介護支援専門員などと連携して、日常生活の支援を行い、事業の周知に努めます。
	8 ひとり親、貧困などにより困難を抱える人の支援充実	36 介護支援策の充実	36 介護支援策の充実	36	ひとり親、貧困などにより困難を抱える人の支援充実	老人クラブやシルバー人材センターを支援し、高齢者の生きがいづくりの場を設けるとともに、交渉費の助成などをを行い、住み慣れたまちで元気に過ごせる環境づくりに努めます。

3. アンケート結果の概要

○回答は原則として各質問の調査数を基準(n)とした百分率で表し、小数第2位を四捨五入しています。このため、百分率の合計が100%にならない場合があり、2つ以上の回答ができる複数回答の設問では、回答比率の合計は100%を超える場合があります。

(回答者の属性)

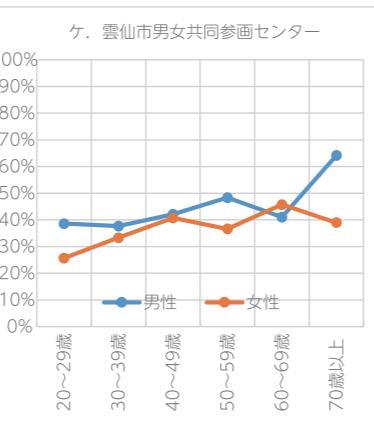
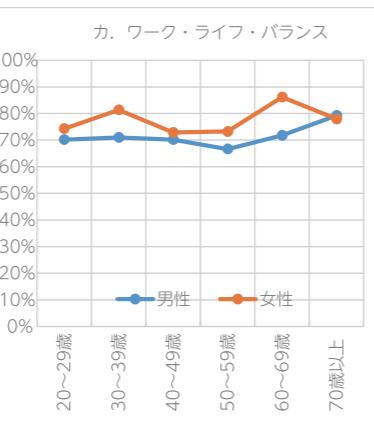
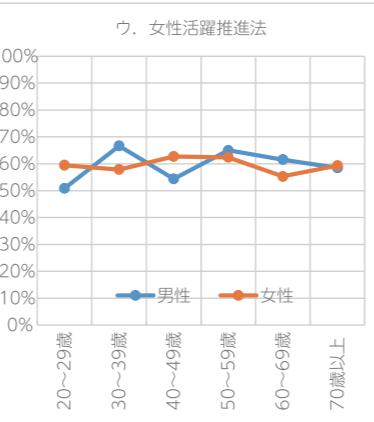
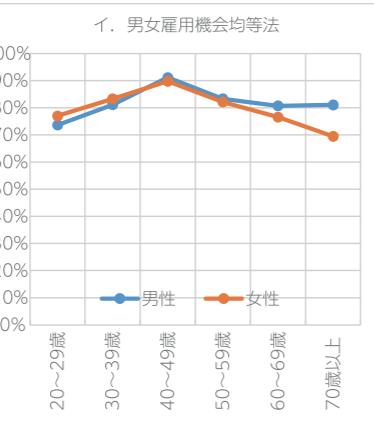
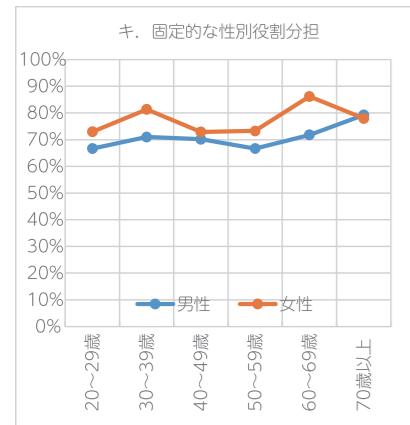
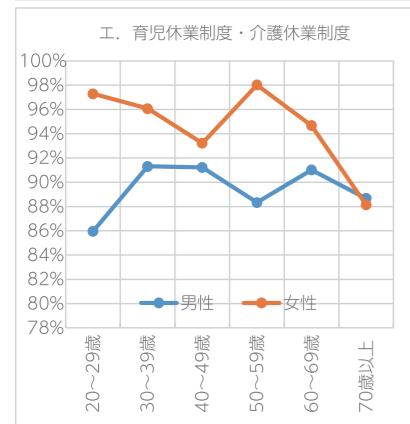
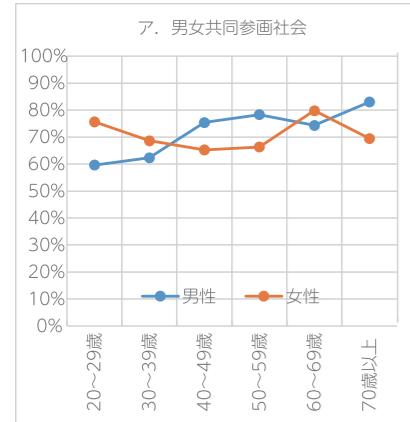
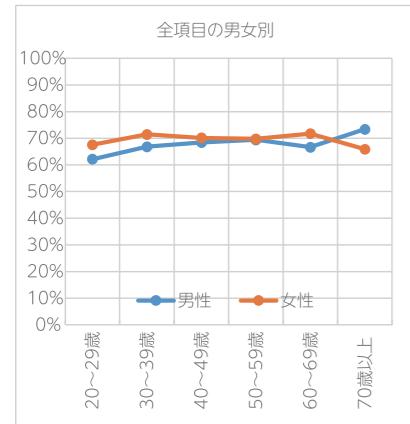
- 性別は、「女性」59.2%、「男性」40.3%で女性の回答が高くなっている。
- 性別の選択肢について、性の多様性を踏まえ、「回答しない」を加えるべきであるとの指摘があった。
- 年齢は、「40~49歳」が18.9%で最も高く、次いで「60~69歳」18.5%、「30~39歳」18.4%となっている。年代別の回答率は概ね平均化している。
- 結婚の有無は、「結婚している」が65.2%で最も高く、次いで「未婚」24.3%、「離別、死別」9.8%の順となっている。
- 家族構成は「親・子(二世代)」が51.0%で最も高く、次いで「親・子・孫(三世代)」が18.2%、「夫婦だけ」16.3%の順となっている。
- 未成年の子どものいる家庭で、末子の年齢は、「7~12歳(小学生)」が31.3%で最も高く、次いで「3~6歳(幼児)」17.1%、「16~18歳(それ以上の未成年)」15.8%の順となっている。



参考資料

[男女共同参画社会に関すること]

- 男女共同参画に関する言葉の認知度は、全項目の平均では、概ねどの年代でも女性の認知度が高い傾向にある。

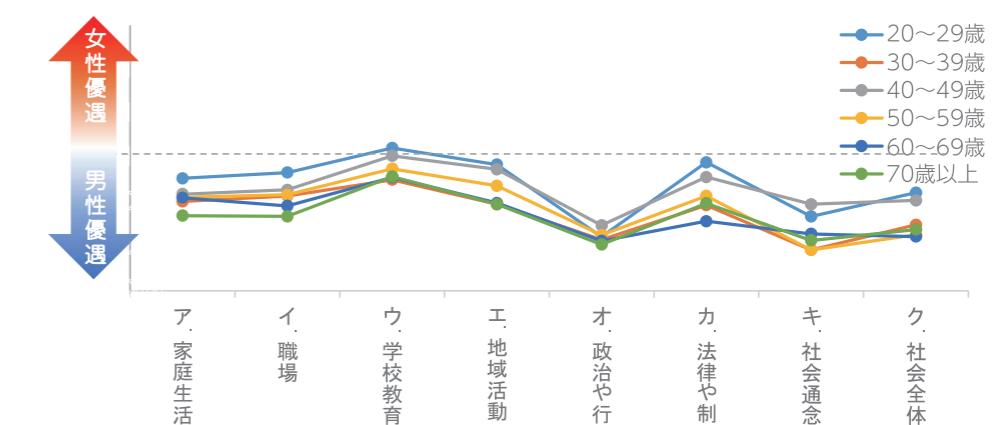


- 男女の平等感について、男女平等に関する感覚を「指数*」で表し、グラフ化した。男女平等と感じる状態をグラフ中央の点線で表し、点線より下は男性優遇への偏り、点線より上は女性優遇への偏りを示している。また、点線から上下に離れるほど、それぞれへの偏りが大きいことを示している。

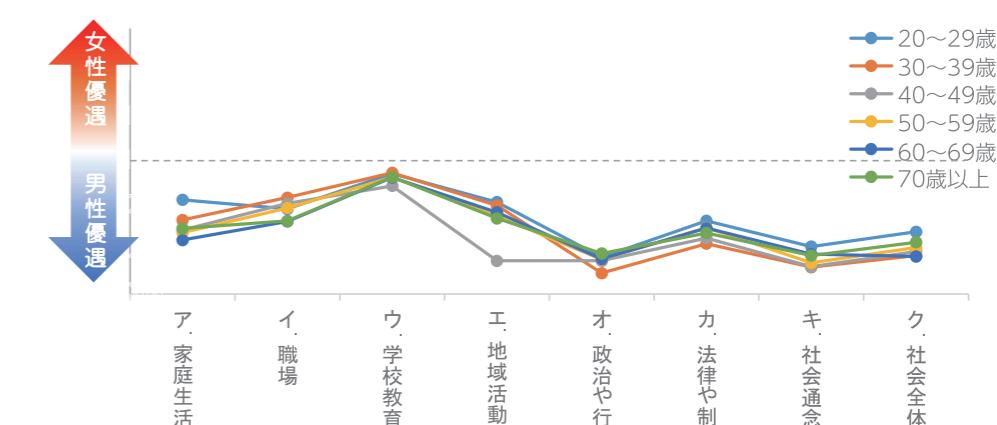
- 項目別に見ると、男女共に性別・年代別に関わらず、全ての項目で「男性が優遇されている」と感じている人が多い結果となった。更に男女間の比較では、女性は全体的に男性よりも男性優遇と感じている傾向が強い。逆の表現をすれば、女性が感じているほど、男性は男性が優遇されていると感じていないと言える。

$$\text{※指数} = \frac{\text{女性} (\text{'非常に優遇されている'} \times 2 + \text{'どちらかといえば優遇'} \times 1) - \text{男性} (\text{'非常に優遇されている'} \times 2 + \text{'どちらかといえば優遇'} \times 1)}{\text{回答数}}$$

(男性 年齢別)



(女性 年齢別)

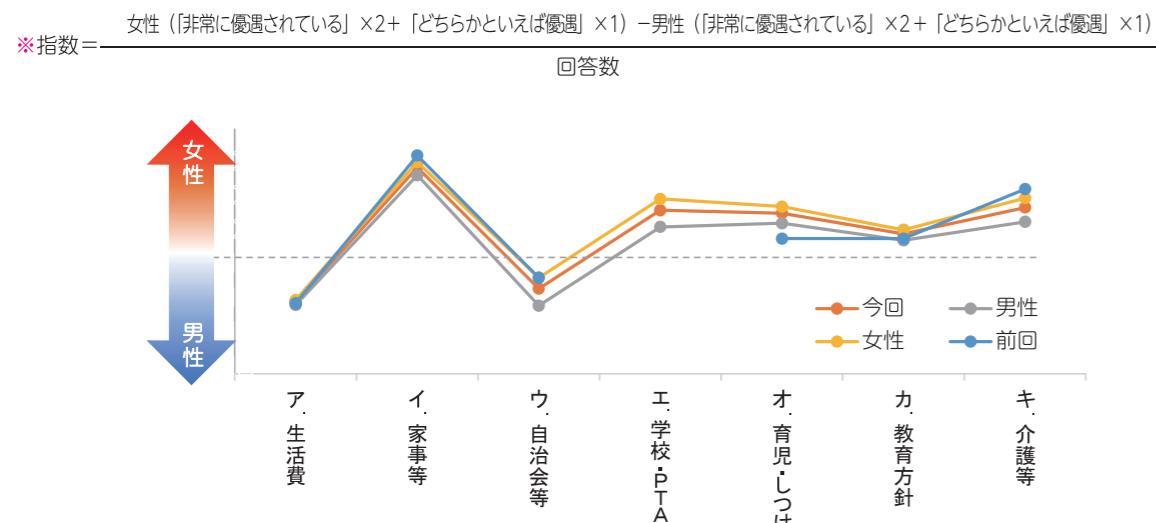


参考資料

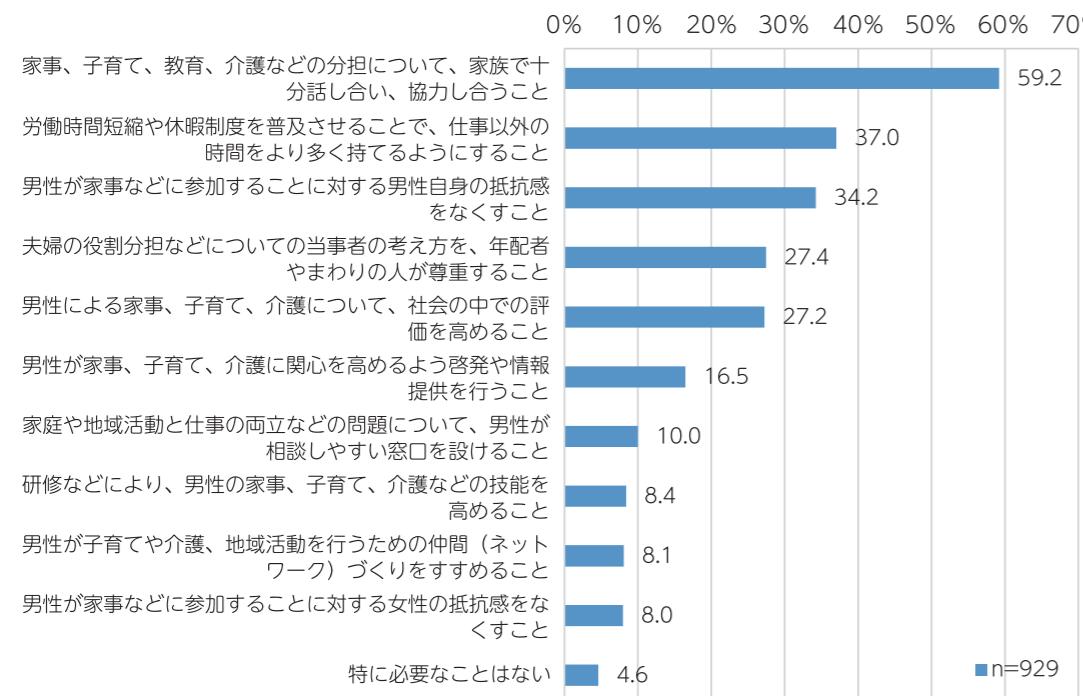
参考資料

[家庭生活について]

- 夫婦間の男女の役割分担の状況について、男性寄り・女性寄りの実態を「指数^{*}」で表し、グラフ化した。「両方同じくらい」の状態をグラフ中央の点線で表し、点線より下は男性への偏り、点線より上は女性への偏りを示している。また、点線から上下に離れるほど、それぞれへの偏りが大きいことを示している。
- 項目別にみると、「生活費」・「自治会」等の対外的な役割は男性への偏りが大きいが、「家事等」・「学校・PTA」・「育児・しつけ」・「教育方針」・「介護」等の、家庭内の役割は女性への偏りがみられる。



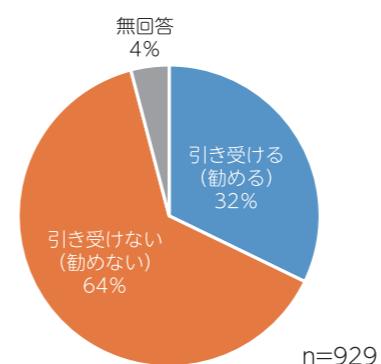
- 家事、子育て、介護に積極的に参加していくために必要なことについて尋ねたところ、「家事、子育て、教育、介護などの分担について、家族で十分話し合い、協力し合うこと」と回答した人が59.2%で最多多い。



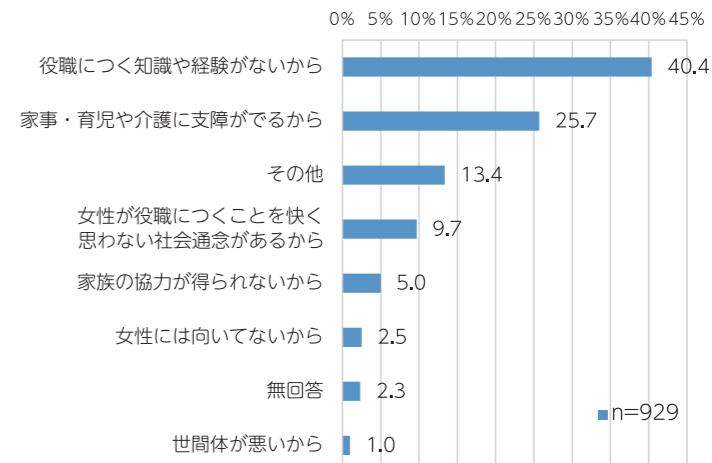
[地域活動や女性の社会参画について]

- 地域の役職について、女性が(或いは女性の配偶者へ)「引き受ける(引き受けることを勧める)」は32.2%、「引き受けない(引き受けることを勧めない)」は63.7%となっている。
- 引き受けない理由で最も多いのは、「役職につく知識や経験がないから」で40.4%となっている。第3次計画に定める人材育成の成果が見受けられず、女性があらゆる場で多様な能力を発揮できるような男女共同参画意識の醸成が不十分であることがうかがえる。

引き受けるかどうか



引き受けない理由



- 企画や方針検討の場へ女性が参画するための対策として、回答の多い順に、「家庭、職場、地域における性別による役割分担や性差別の意識を改める」43.2%、「家族の支援・協力が得られるようにする」42.7%、「男性優位の組織運営を改める」40.9%となっている。

家庭、職場、地域における性別による役割分担や性差別の意識を改める



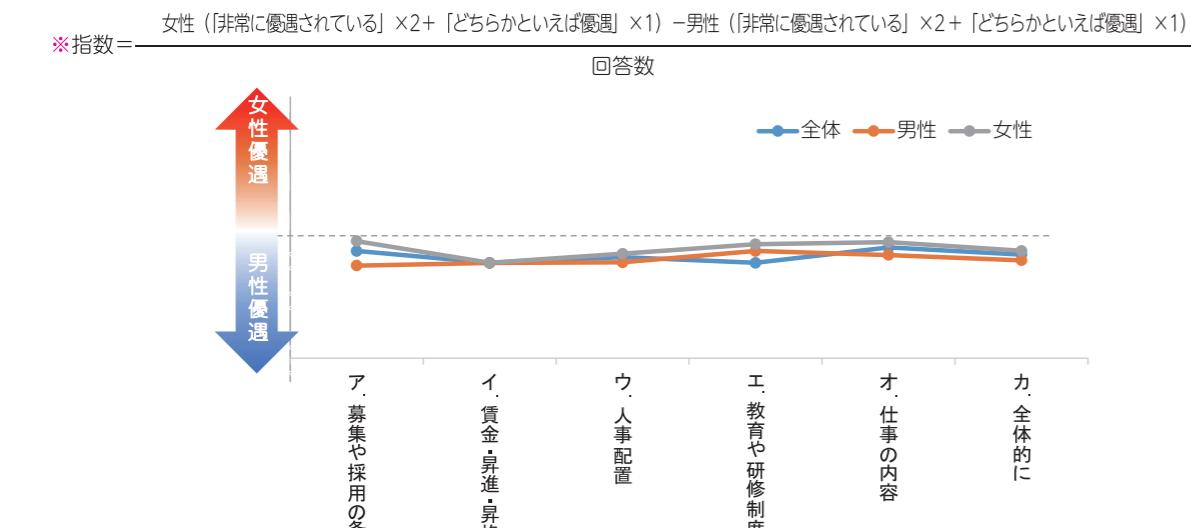
参考資料

参考資料

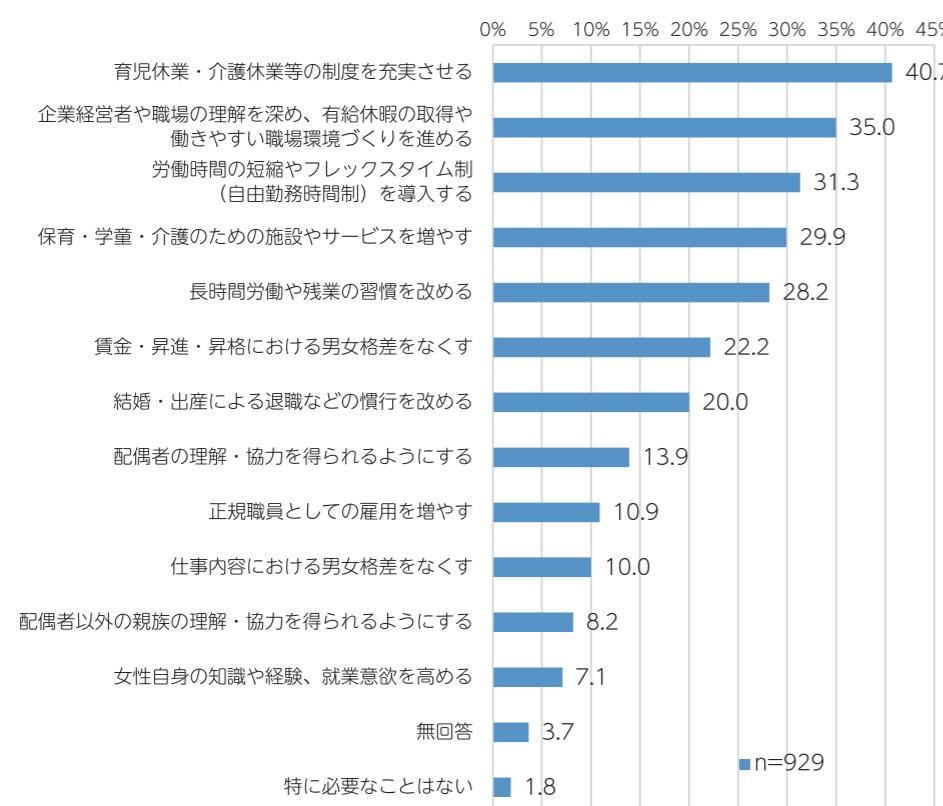
[就労について]

●職場での性別による差(優遇の度合い)を「指数^{*}」で表し、グラフ化した。男女平等を感じる状態をグラフ中央の点線で表し、点線より下は男性優遇への偏り、点線より上は女性優遇への偏りを示している。また、点線から上下に離れるほど、それぞれへの偏りが大きいことを示している。

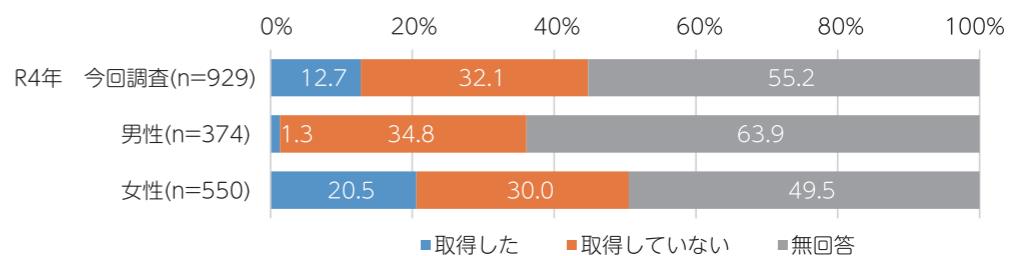
●男女共に年代に関わらず、全ての項目で男性優遇を感じている人の割合が多い結果となつた。



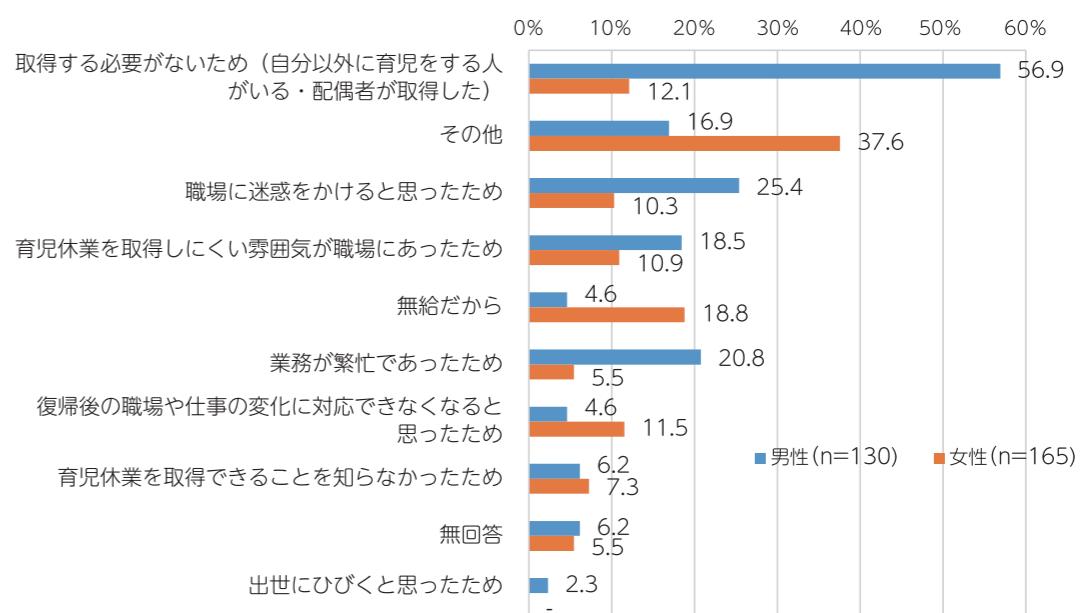
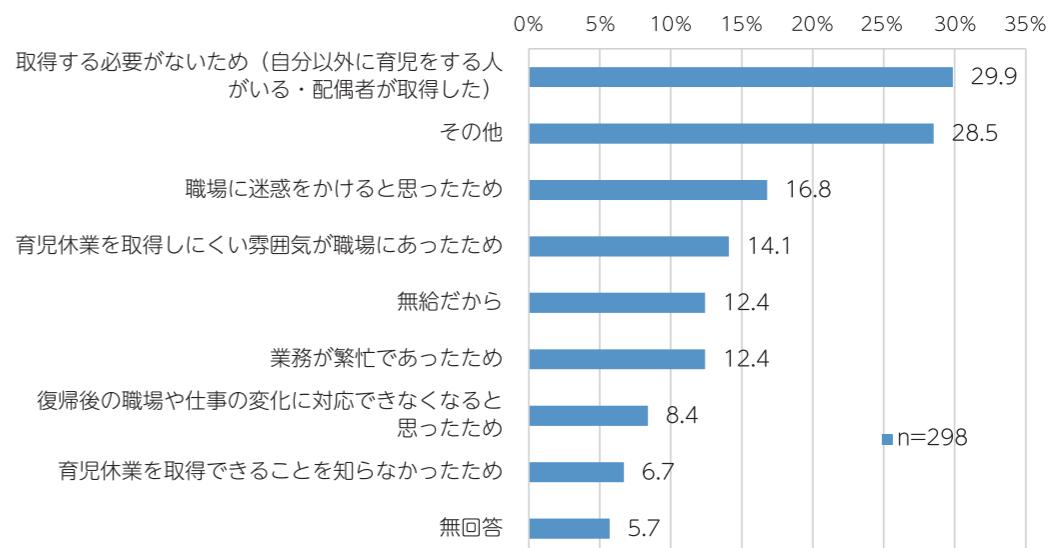
●出産や子育て等により退職することなく、女性が継続して働くために必要なことについての問い合わせでは、職場での各種制度の充実を希望する割合が高かった。



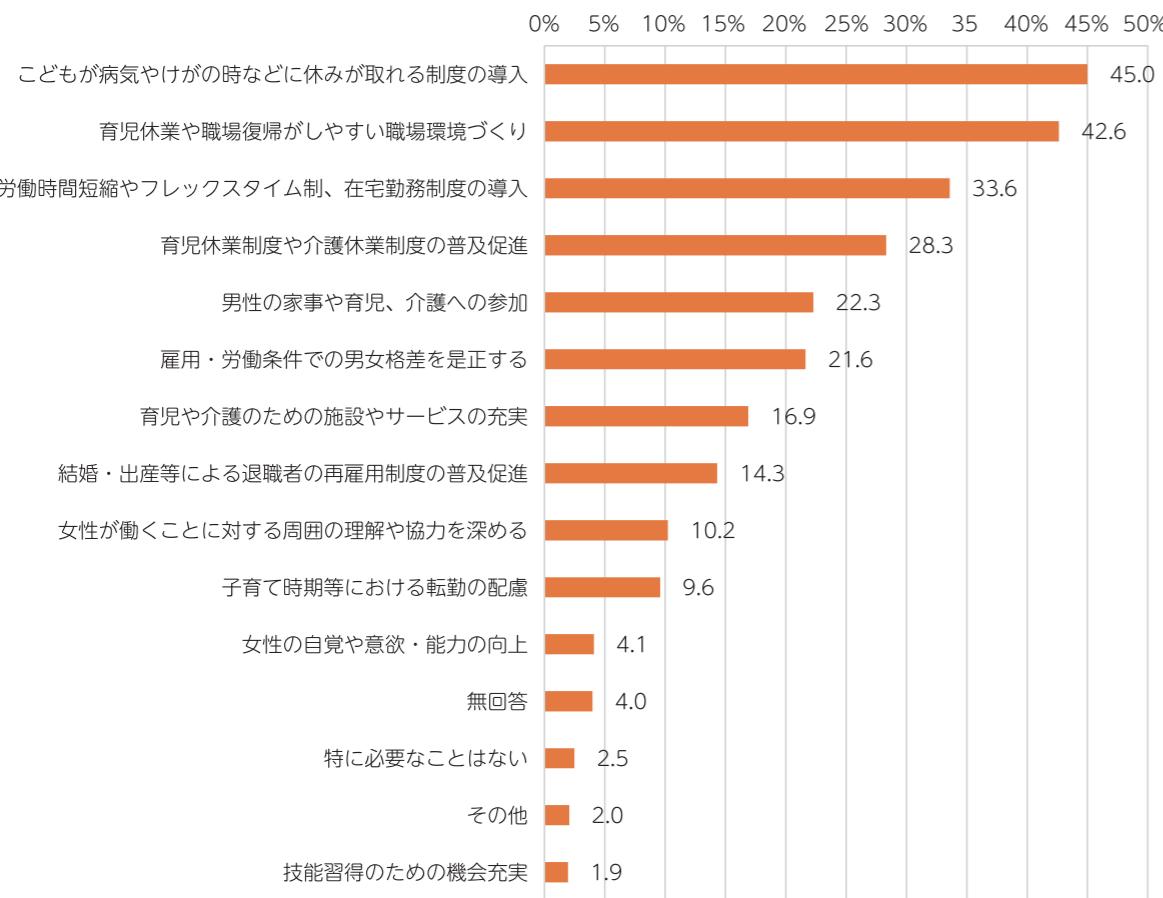
●育児休業の取得は性別による差が大きく、男性は1.3%であるのに対し女性が20.5%である。



●育児休業を取得しなかった理由を尋ねたところ、「取得する必要がないため（自分以外に育児をする人がいる・配偶者が取得した）」・「業務が繁忙であったため」・「職場に迷惑をかけると思ったため」の3項目において、男性と女性の回答が15ポイント以上も乖離していた。「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的な性別役割分担に影響された結果と考えられる。

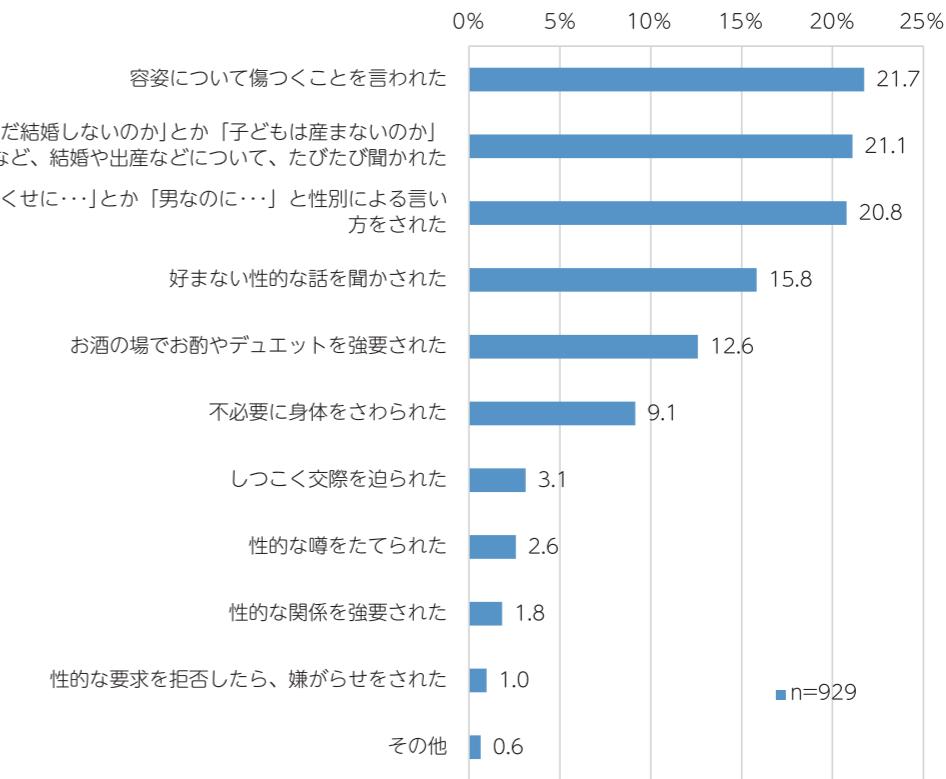


- 仕事と家庭の両立のために必要なことについての問いで、「子どもが病気やけがの時などに休みが取れる制度の導入」が45.0%で最も多く、次いで、「育児休業や職場復帰がしやすい職場環境づくり」42.6%、「労働時間短縮やフレックスタイム制、在宅勤務制度の導入」33.6%、「育児休業制度や介護休業制度の普及促進」28.3%が続いている。

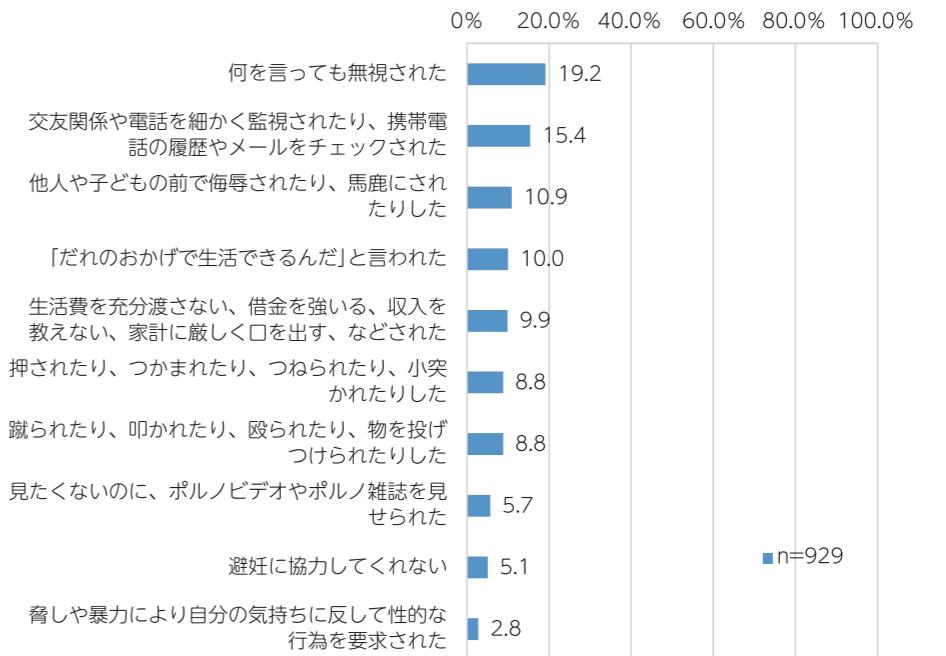


[人権について]

- 受けたことのあるセクシュアル・ハラスメント(性的嫌がらせ)について、「容姿について傷つくことを言われた」21.7%、「まだ結婚しないのか・子どもは産まないのかなど、結婚や出産などについて、たびたび聞かれた」21.1%、「女のくせに…とか男なのに…と性別による言い方をされた」20.8%等が多い。



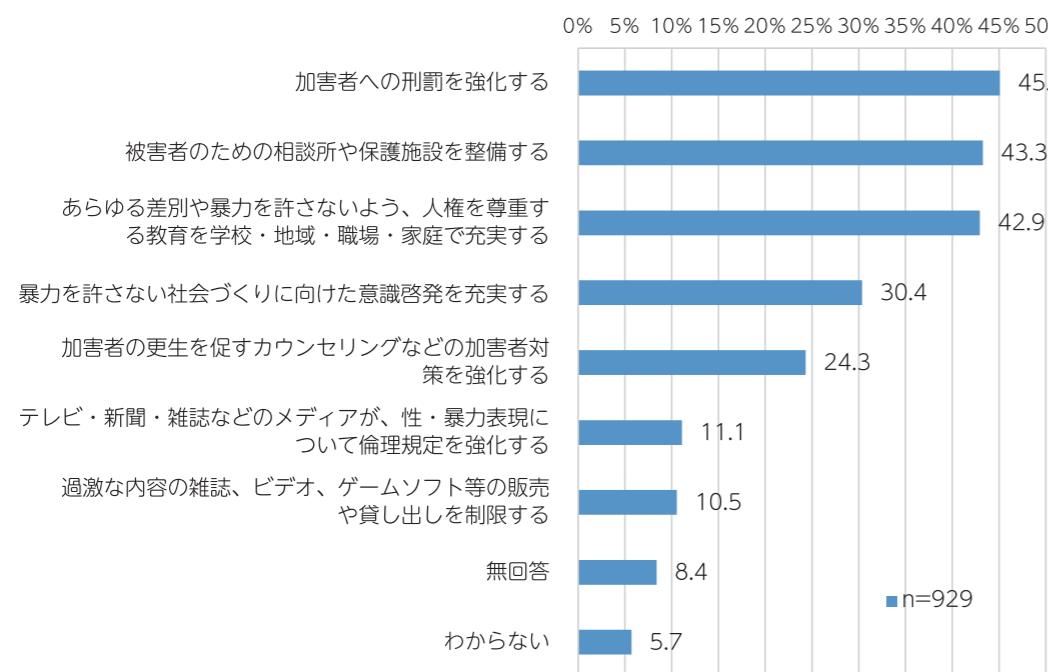
- 受けたことのあるDVについては、「何を言っても無視された」19.2%、「交友関係や電話を細かく監視されたり、携帯電話の履歴やメールをチェックされた」15.4%等が多い。



参考資料

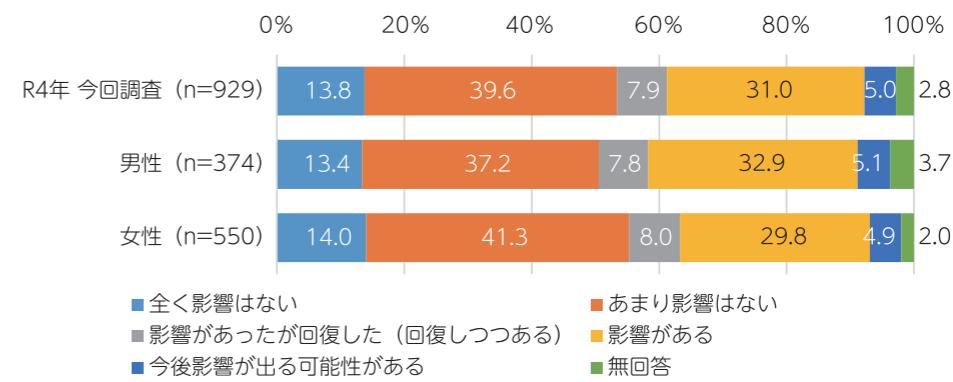
参考資料

- セクシュアル・ハラスメントやDVを防止するために必要なことについての問い合わせでは、回答割合が多い順に、「加害者への刑罰を強化する」45.1%、「被害者のための相談所や保護施設を整備する」43.3%、「あらゆる差別や暴力を許さないよう、人権を尊重する教育を学校・地域・職場・家庭で充実する」42.9%となっている。

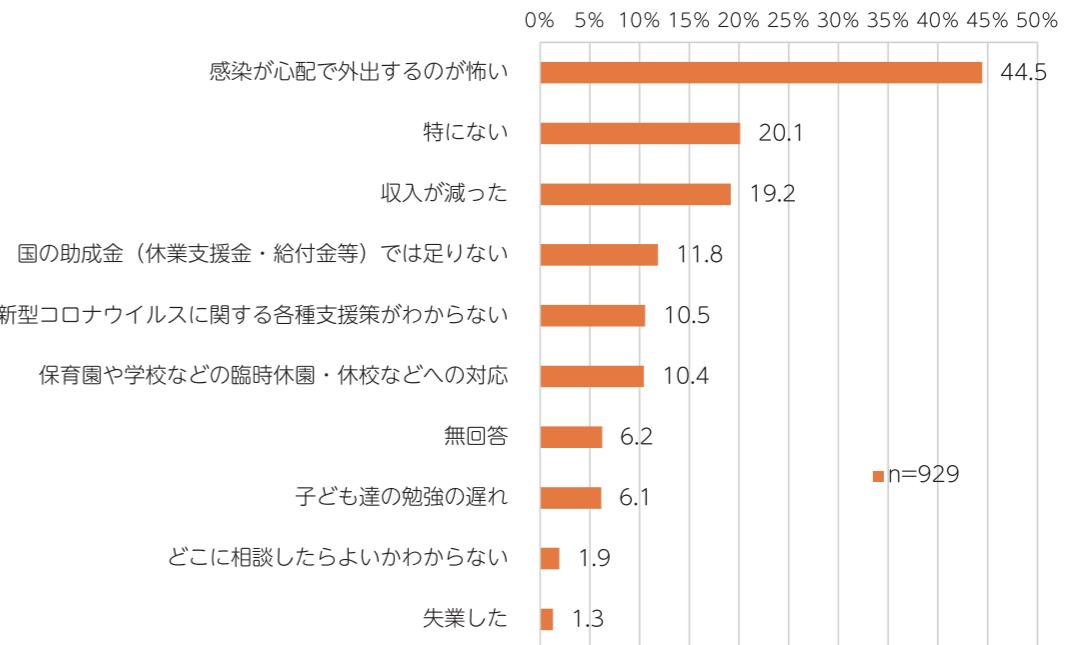


[新型コロナウイルス感染症拡大に伴う生活の変化について]

- 新型コロナウイルス感染症拡大による影響は、「全く影響はない」と「あまり影響はない」を合計すると、全体・男性・女性の全てで過半数を超えており、特に女性で最も高い割合である。



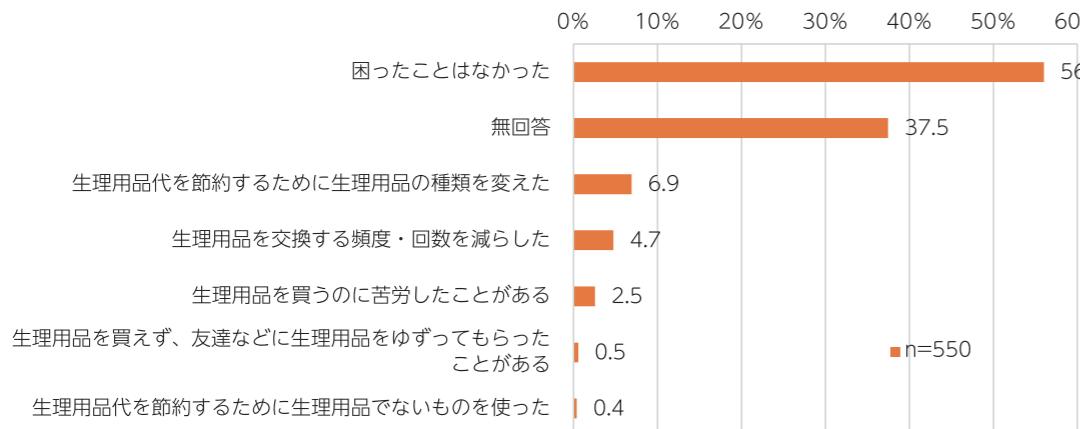
- 新型コロナウイルス感染症の流行により困っている内容については、最多のは「感染が心配で外出するのが怖い」44.5%で、次いで「特がない」20.1%、「収入が減った」19.2%となっている。



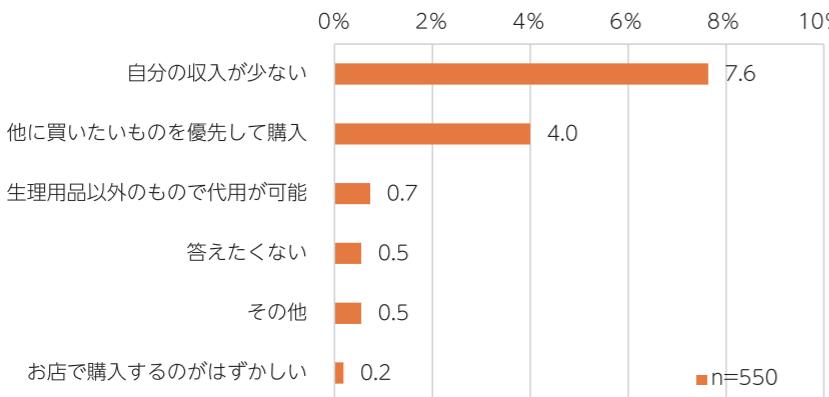
参考資料

[生理用品について]

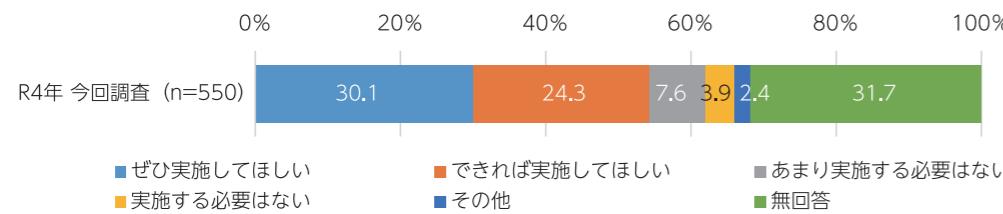
- 生理用品の入手・利用については、「困ったことはなかった」が56.0%と圧倒的に多いが、節約のために生理用品の種類を変えたり、交換する頻度・回数を減らしたり、買うのに苦労したといった意見もあった。



- 生理用品の入手に困った方の理由は、多い順に「自分の収入が少ない」7.6%、「他に買いたいものを優先して購入」4.0%の順となっている。

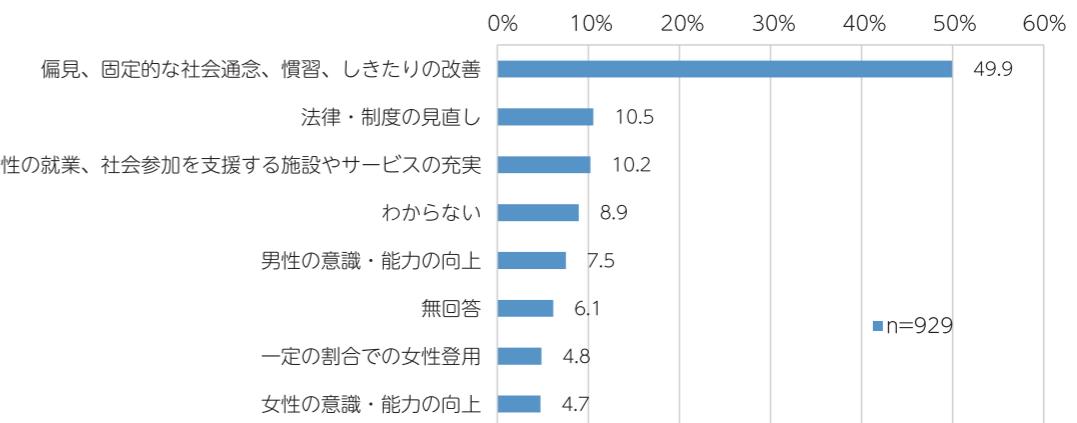


- 公共施設などに生理用品を無償で設置することについては、肯定的な意見「ぜひ実施してほしい」「できれば実施して欲しい」が過半数を占めた。



[その他、男女共同参画社会に関するこことについて]

- 男女がともに社会のあらゆる分野にもっと参画していくための最重要課題だと思うことについて、最も多い回答は、「偏見、固定的な社会通念、慣習、しきたりの改善」で、49.9%となっている。



参考資料

(4)雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

(男女雇用機会均等法)

e-GOV 法令検索へのリンク

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=347AC0000000113>



※スマートフォン用二次元コード

上の URL 又は二次元コードで法律全文を閲覧することができます。

(5)政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

e-GOV 法令検索へのリンク

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=430AC1000000028>



※スマートフォン用二次元コード

上の URL 又は二次元コードで法律全文を閲覧することができます。

8. 男女共同参画に関する世界・国・県の動き

年	世界の動き	国の動き	長崎県の動き
1946 (S21)	●国連婦人の地位委員会発足	●第 22 回総選挙で初の婦人行政権行使 ●日本国憲法公布(男女平等の明文化)	
1967 (S42)	●婦人に対する差別撤廃宣言採択		
1975 (S50)	●「国際婦人年」(目標:平等、発展、平和) ●国際婦人年世界会議にて「世界行動計画」採択 ●国連婦人の十年(1976 年~1985 年) 決定	●総理府に「婦人問題企画推進本部」設置	
1976 (S51)		●国立婦人教育会館開館	●婦人問題窓口(労務課)設置
1978 (S53)			●長崎県婦人問題懇話会設置 ●長崎県婦人関係行政推進会議設置
1979 (S54)	●「女子差別撤廃条約」採択		
1980 (S55)		●「女子差別撤廃条約」署名 ●「民法・家事審判法」改正(配偶者の相続分引き上げ)	●いきがいを育てる長崎県の婦人対策策定 ●婦人問題担当企画主幹設置 ●第 1 回市町村担当課長会議開催
1983 (S58)			●長崎県婦人問題調査実施
1985 (S60)		●「男女雇用機会均等法」公布 ●「女子差別撤廃条約」批准 ●「国民年金法」改正(女性の年金権確立)	●情報誌「女性ながさき」創刊
1986 (S61)		●婦人問題企画推進有識者会議開催	●企画部婦人対策室設置
1987 (S62)		●「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定	
1989 (H1)		●新学習指導要領の改訂(家庭科教育で男女必修等)	
1990 (H2)			●2001 ながさき女性プラン策定 ●婦人対策室を女性行政推進室に改称
1991 (H3)		●「育児休業法」公布	
1992 (H4)		●婦人問題担当大臣任命	●審議会等の委員への女性の登用促進要綱制定
1993 (H5)	●「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択		●育児休業生活資金創設
1994 (H6)		●「雇用保険法」等の改正(育児休業給付金制度の創設) ●総理府に「男女共同参画室」設置	●2001 ながさき女性プラン(第一次改訂)策定 ●企画行政推進室に改組
1995 (H7)	●第 4 回世界女性会議にて「北京宣言及び行動要領」採択	●「育児休業法」を「育児・介護休業法」へ改正(介護休業制度の法制化)	●企画部女性行政推進室を生活環境部女性行政推進室に改組

年	世界の動き	国の動き	長崎県の動き
1996 (H8)		●「男女共同参画 2000 年プラン」策定	●ながさきキラキラ・ライフプラン～2001 長崎県農山漁村女性ビジョン～策定
1997 (H9)		●「男女雇用機会均等法」改正（採用差別等禁止を義務化） ●「労働基準法」改正（深夜労働制限等女子保護規定の撤廃）	●男女共同参画に向けての県民意識調査開始（第 1 回） ●日韓海峡沿岸女性団体交流支援事業（平成 9 年～12 年）
1998 (H10)			●男女共同参画フォーラム開催
1999 (H11)		●「男女共同参画社会基本法」公布	●長崎県女性問題懇話会を長崎県男女共同参画懇話会に改組 ●生活環境部女性行政推進室を県民生活環境部男女共同参画室に改組 ●情報誌「女性ながさき」を「男女共同参画だより」に改称
2000 (H12)	●国連「女性 2000 年会議」開催	●「男女共同参画基本計画」閣議決定 ●「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー行為規制法）」公布	●新世紀創造フォーラム開催 ●長崎県男女共同参画計画策定 ●長崎県産所共同参画推進本部設置
2001 (H13)		●内閣府に「男女共同参画局」設置 ●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者暴力防止法）」公布 ●「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定	●男女共同参画社会に向けての県民意識調査実施（第 2 回）
2002 (H14)			●長崎県男女共同参画推進条例制定 ●長崎県男女共同参画審議会設置 ●長崎県男女共同参画推進員設置
2003 (H15)			●長崎県男女共同参画基本計画策定
2004 (H16)		●「配偶者暴力防止法」改正（DV 定義の拡大等） ●「育児・介護休業法」改正（休業制度の拡充）	
2005 (H17)	●国連「北京 +10」閣僚級会合	●「第 2 次男女共同参画基本計画」閣議決定	●長崎県男女共同参画推進センター開設 ●情報紙「男女共同参画だより」を「男女共同参画推進センターだより」に改称
2006 (H18)		●「男女雇用機会均等法」改正（性差別禁止の拡大等）	●県民生活環境部男女共同参画室を県民生活部男女共同参画室に改組 ●長崎県 DV 対策基本計画策定 ●長崎県男女共同参画推進本部を長崎県男女共同参画推進会議に改組 ●男女共同参画社会に向けての県民意識調査実施（第 3 回）

年	世界の動き	国の動き	長崎県の動き
2007 (H19)		●「配偶者暴力防止法」改正（保護命令制度の拡充等） ●「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章及び仕事と生活の調和推進のための行動指針	●長崎県男女共同参画基本計画（改定版）策定
2008 (H20)			●内閣府に仕事と生活の調和推進室を設置
2009 (H21)		●「育児・介護休業法」改正（パパ・ママ育休プラス）	●県民生活部男女共同参画室を県民生活部男女参画・県民協働課に改組 ●長崎県子育て条例公布・施行 ●男女共同参画フォーラム in ながさき開催
2010 (H22)	●国連「北京 +15」記念会合	●「第 3 次男女共同参画基本計画」閣議決定	●長崎県男女共同参画推進員増員
2011 (H23)	●ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（略称：UN Women）発足		●第 2 次長崎県男女共同参画基本計画～ながさき“輝き”プラン～策定
2012 (H24)	●国連「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択		●県民生活部男女参画・県民協働課を県民生活部男女共同参画室に改組 ●長崎県男女共同参画推進センターに男性相談窓口を開設 ●第 3 次長崎県 DV 対策基本計画策定
2013 (H25)		●日本再興戦略において成長戦略の中核に「女性の活躍推進」を位置づけ ●「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」作成 ●「ストーカー行為規制法」改正（婦人相談所等による支援を明記） ●「配偶者暴力防止法」改正（恋人への暴力にも対応等）	
2014 (H26)		●女性活躍担当大臣任命 ●「すべての女性が輝く社会づくり本部」設置 ●「女性のチャレンジ応援プラン」策定 ●「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（リベンジポルノ対策法）」公布	●ながさき女性活躍推進フォーラム開催 ●ながさき女性活躍推進会議発足 ●男女共同参画社会に向けての県民意識調査実施（第 5 回）
2015 (H27)	●国連「北京 +20」記念会合	●「第 4 次男女共同参画基本計画」閣議決定 ●「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」（SDGs）採択	●ウーマンズジョブほっとステーション開設 ●長崎県男女共同参画推進センター及び情報誌「長崎県男女共同参画推進センターだより」の愛称を「きらりあに決定」

9. 相談先一覧

年	世界の動き	国の動き	長崎県の動き
2016 (H28)		<ul style="list-style-type: none"> ●国連の女子差別撤廃委員会から、政策的取組が不十分との勧告 ●「育児・介護休業法」改正（育休取得要件緩和） ●「男女雇用機会均等法」改正（ハラスメント防止） ●「ストーカー行為規制法」改正（職務関係者による配慮等） 	<ul style="list-style-type: none"> ●ながさき女性活躍推進フォーラム開催 ●第4次長崎県DV対策基本計画策定 ●第3次長崎県男女共同参画基本計画～ながさき“輝き”プラン2020～策定
2017 (H29)		<ul style="list-style-type: none"> ●「刑法」改正（強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等） ●「育児・介護休業法」の改正 	<ul style="list-style-type: none"> ●長崎県男女共同参画推進センター開設 ●情報紙「男女共同参画だより」を「男女共同参画推進センターだより」に改称
2018 (H30)		<ul style="list-style-type: none"> ●「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布 ●「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」公布 	
2019 (H31)		<ul style="list-style-type: none"> ●「女性活躍推進法」改正（ハラスメント防止強化） ●「育児・介護休業法」改正 ●「労働施策総合推進法」改正 ●「男女雇用機会均等法」改正 ●「働き方改革関連法」施行 ●「配偶者暴力防止法」改正（被害者支援等） 	
2020 (R2)	●国連「北京+25」記念会合	<ul style="list-style-type: none"> ●「第5次男女共同参画基本計画」閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> ●県民生活部男女参画・女性活躍推進室を県民生活環境部男女参画・女性活躍推進室に改組 ●男女共同参画社会に向けての県民意識調査実施（第6回） ●長崎県男女共同参画推進員の定数増加
2021 (R3)	<ul style="list-style-type: none"> ●「ジェンダー平等の達成と全ての女性と女児のエンパワーメントに向けた女性の公的領域における完全かつ効果的な参画と意思決定及び暴力の根絶」に関する合意結論 	<ul style="list-style-type: none"> ●「ストーカー行為規制法」改正（GPS悪用規制対象等） ●「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正（女性の政治参加促進等） ●「育児・介護休業法」改正（男性の育児休業取得促進等） 	<ul style="list-style-type: none"> ●第4次長崎県男女共同参画基本計画～ながさき“輝き”プラン2025～策定 ●第5次長崎県DV対策基本計画策定
2022 (R4)	<ul style="list-style-type: none"> ●「気候変動、環境及び災害リスク削減の政策・プログラムにおけるジェンダー平等とすべての女性・女児のエンパワーメントの達成」に関する合意結論 	<ul style="list-style-type: none"> ●AV出演被害防止・救済法の制定 	

内容	名称	電話	開設時間
自殺問題やさまざまなこころの悩み	長崎いのちの電話	095-842-4343	年中無休 9:00～22:00 毎月第1・3土曜日 9:00～翌9:00 *毎月10日 8:00～翌8:00
	よりそいホットライン	0120-279-338	24時間対応
こころの健康・依存症(アルコール、薬物、ギャンブル)などの相談、自死遺族からの相談	長崎こども・女性・障害者支援センター	095-846-5115	平日 9:00～17:45
こころの健康に関する相談	県南保健所	0957-62-3289	平日 9:00～17:45
緊急な精神医療相談	長崎県精神科救急情報センター	0957-53-3982	24時間年中無休
うつ病、ひきこもり、依存症などの相談	雲仙市健康福祉部	0957-36-2500	平日 8:30～17:15
子育ての悩み、虐待、DV、ひとり親の経済面などの相談			
障害者や高齢者(虐待など)に関する相談			
生活困窮(就労支援など)の相談			
ひきこもり・不登校・いじめの相談	親子ホットライン（雲仙市教育委員会）	0120-967947	平日 8:30～17:00
児童虐待などの相談	家庭ホットライン（雲仙市子ども支援課）	0120-928471	平日 8:30～17:00
児童虐待、家庭不和などの相談	長崎こども・女性・障害者支援センター	095-844-6166	平日 9:00～17:45 土日 9:00～17:00 *虐待通告は24時間年中無休
ストーカー・性暴力・DVなどの相談	長崎配偶者暴力相談支援センター	095-846-0565	平日 9:00～17:45
介護や高齢者(認知症など)の相談	雲仙市地域包括支援センター	0957-36-3571	平日 8:45～17:30
仕事や職場に関する相談	島原総合労働相談センター	0957-62-5145	平日 8:30～17:15
借金や消費生活・法律の相談	雲仙市消費生活センター	0957-38-7830	平日 8:30～17:15
	法テラス雲仙法律事務所	050-3383-5324	平日 10:00～17:00
男女共同参画に関する問合せ	雲仙市男女共同参画センター	0957-38-3111	平日 8:30～17:15